

Active Life

アクティブ
ライフ



Vol.128
2023.1
[JAN]



Shiga

新年のご挨拶 三原理事長	2
新年のご挨拶 滋賀労働局 局長	3
新年のご挨拶 滋賀県医師会 会長	4
事業所紹介「帝産湖南交通株式会社」	5
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令	6・7
第96回・97回産業安全衛生講習会の報告	8
健康一口メモ・編集後記	8

令和になって早いものでもう5年。新時代の初頭は新型コロナウイルスの流行に翻弄された日々でした。新しい年も願うことは「健康第一」。明るいい一年になりますように。

■ 認定・登録・指定等

- プライバシーマーク認定(認定番号 第14200003)
- 日本総合健診医学会認定「優良総合健診施設」(認定 第368号)
- 品質マネジメントシステム「ISO9001」認証(滋賀保健研究センター 診療所)(登録番号:3711JICQA)
- 労働衛生サービス機能評価機構(認定 第1号) ● 日本消化器がん検診学会認定指導施設(第127号)
- 労災保険二次健康診断等給付指定医療機関(労災指定番号:2512645)
- 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等契約機関
- 日本人間ドック学会認定(人間ドック健診施設機能評価)認定第396号 ● 健康経営優良法人2022



2023年の年頭において

一般財団法人 滋賀保健研究センター

理事長 三原 卓

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。さて、昨年は継続するコロナ禍、元首相暗殺、ウクライナ紛争、原油高円安進行による物価高など世の中は悲観的な事が続いて起こりました。また今年もますます物価が上がりそうで、なかなか楽観的にはなれない今日この頃です。しかし人類（ホモサピエンス）はその登場以来、案外楽観的に生き延びてきた様です。以下にそれを見ていきましょう。

「楽観主義バイアス」や「楽観バイアス」といった言葉を、コロナ禍のメディアでよく目にするようになりました。状況を楽観的に判断してしまう認識のゆがみという意味のようです。

具体的には、災害が起きても自分や自分の地域は大丈夫と思ってしまうこと。災害被災者が語る「まさか自分が被害にあうと思わなかった」といったセリフは、このバイアスを示す典型例だそうです。

ただ、物事を楽観的にとらえる傾向はマイナス面ばかりではありません。災害だけではなく、犯罪や事故などを気にしないからこそ日常生活が成り立っているという側面もあるからです。完全に安全な環境で暮らそうとすると、事故やケガ、病気が気になって外にも出られなくなってしまうでしょう。

神経科学者のターリ・シャーロット氏は、80%の人が物事を楽観的にとらえる傾向があると指摘しています。例えば、離婚率40%の欧米社会で調査しても、新婚のカップルが離婚するとは思っていないそうです。もちろん「離婚するかも」といった見通しで結婚を決める人はほとんどいないでしょうが、離婚する確率を無視しているのは確かです。

『意志力の科学』（ロイ・バウマイスター、ジョン・ティアニー/インターシフト）で取り上げられているのは、計画に対する「楽観主義バイアス」です。論文の仕上がり時間を学生にアンケート調査した結果、彼らが考える最短日数の平均は27日、最長日数は49日でした。ところが実際にかかった日数の平均は56日だったのです。最長の日にちを7日間もオーバーしています。

また、こうしたバイアスは、予算の見積もりなどにも影響します。「これぐらいでおさまるだろう」という甘い見積りが破綻し、結局、完成までに何倍もの資金が必要になったという話は枚挙にいとまがありません。

では、「楽観主義バイアス」をなくし、現実社会をやや悲観的に見るようになれば、物事はうまく回るのでしょうか？ 事はそう簡単でもなさそうです。

素晴らしい体験だから、今すぐにというわけではなく、期待して待つ時間もほしくなるのが人間なのでしょう。さらに楽観的な未来を思い込むと、その思い込みに沿った行動を取るようになるので、期待した通りの未来を実現できるという性質も人間は持っています。

また人は成功すると思えるものにこそ、さらに労力を費やす傾向があるといった論文も発表されています。勝率を変えられるゲームで、85%を97%に上げる場合と、3%から15%に上げる場合を比べると、前者の方を支持する人が多かったそうです。

つまり「楽観主義バイアス」で成功すると思っている方が、より成功に向けて努力する可能性が高いのです。

以上の様に、我々人類は元来「楽観主義バイアス」を持っており、それによりここまで地球上に広く進出したと言えるのではないのでしょうか。という事で今年は少し「楽観主義バイアス」で行ってみようと思います。





新年のごあいさつ

滋賀労働局

局長 小島 裕

明けましておめでとうございます。

令和5年の初春を健やかにお迎えになられたことを心よりお慶び申し上げます。

昨年も、労働災害の防止、健康保持増進をはじめとする労働行政にひとかたならぬご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年の年明けは、急激な新型コロナウイルス感染症の感染拡大で始まり、2月には全国で初めて1日の新規感染者が10万人を超え、滋賀県でも千人を超える日がありました。その後、夏場に迎えた「第7波」では、県内の感染者は1日3千人を超える状況となり、「第8波」が懸念される今現在も県内事業者の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染症対策と事業活動の両立という困難な課題に日々、立ち向かっておられることと存じます。

さて、令和4年の労働災害発生状況において、事故の型別では事業場内の新型コロナウイルス感染症が最も多いものとなりましたが、爆発的とも言える新規感染者数から見ると、事業場内感染者数の割合はかなり減っており、事業者の皆様の感染防止への取組は進んでいるとみられますので、有効な取組の継続をお願いいたします。

また、従来の事故の型別では、転倒災害が全業種において高い割合で発生、大幅に増加しており、65歳以上の高齢労働者に多く発生しております。長期的にみて減少傾向にある労働災害の中であって、特に商業、社会福祉施設を中心とした第三次産業は顕著に増加している業種であり、業界における転倒災害の防止は人材不足、離職防止の観点からも重要な対策であるといえます。

当局では昨年、県内有数の小売企業、社会福祉施設を構成員に『+Safe retail協議会』、『+Safe welfare協議会』を設置、開催し、当協議会で共有された災害防止の取組、ノウハウを発信しており、今後も当協議会の開催をはじめ、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)の促進等により業界の災害防止のための取組を進めてまいります。

令和5年は、新たに策定される第14次労働災害防止推進計画に基づく、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止やメンタルヘルス対策・過重労働・熱中症による健康障害防止といった各種対策を推進することをはじめ、リスクアセスメント対象物の拡大に伴う化学物質の管理規制に関する政省令の改正のほか、危険有害な作業を請け負う労働者以外の一人親方等に対する事業者の措置義務に関する省令改正も4月1日に施行されます。

経済情勢が不安定な中であって、労働安全衛生を取り巻く環境や法規制も目まぐるしく変化しておりますが、いかなる時代や状況にあっても働く方々の命、健康が脅かされることがあってはなりません。滋賀労働局では、若者・女性・高齢者・障害者・療養者など「誰もが安心して働ける滋賀をめざして」諸施策をより一層推進して参ります。

本年もご支援のほどお願い申し上げますとともに、この一年が皆様にとって飛躍の年となり、幸多き年であることを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

滋賀県医師会

会長 越智 真一

令和5年の年頭に当たりご挨拶を申し上げます。皆様方に平素より、滋賀県医師会の活動にご理解とご支援を頂き、深く感謝申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症に振り回され続けた年でありました。特に第7波の感染者の急峻な立ち上がりには驚かされました。幸い重症化率は従来よりも低かったようです。ワクチン接種が進んだこと、ウイルス自身の毒性の低下などいろいろ論じられています。変わって第8波が緩やかに立ち上がってきています。医療崩壊を来さないことを祈っています。

このような中、滋賀保健研究センターでは、健康診断、産業保健、労働安全衛生の面など運動にも尽力されていることに敬意を表したいと思います。

今後とも、住民の皆さんのためにご尽力されることをお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業所レベルでの健診を除き各種健診受診率の低下が心配されます。生活習慣病は言うに及ばず、各種がん検診など、本来目的とする早期発見・早期治療に遅れが生じてくる危険を感じています。病院関連では手術件数はさほど影響がないと云うことですが、がんなどでは進行している症例が増えている印象があるとのことでした。

新型コロナウイルス感染症蔓延期には、感染者の対処で医療崩壊が危惧されました。ポストコロナでは、この時期に発見が遅れた生活習慣病や、悪性腫瘍などによる二次的医療崩壊が起こるのではないかと危惧しています。

私は機会あるごとにこの危惧について申し述べてきました。健診受診を呼びかけ早期発見・早期治療に結びつけることこそ必要であろうと思っています。

このような意味でも、滋賀保健研究センターの一層のご活躍を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。



謹賀新年

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。
一般財団法人 滋賀保健研究センター役職員一同



事業所紹介



帝産湖南交通株式会社



【会社紹介】

帝産湖南交通株式会社は、滋賀県湖南地区の路線バス事業および観光バス事業を運営しております。

また、草津市のコミュニティバス「まめバス」、栗東市のコミュニティバス「くりちゃんバス」、新型コロナワクチン接種会場までのシャトルバス等の委託運行も行っており、「快適・安全・真心サービス」をスローガンに地域の皆様の足として貢献しております。

四季折々の行楽や各種行事の送迎など
利用シーンはさまざま



【衛生事業の取り組み】

滋賀保健研究センター様には、定期健康診断および特定業務従事者健康診断、雇入時健康診断など、一年を通じて大変お世話になっております。産業医との連携もスムーズで、お客様の安全を預かる運転士の健康を守るため、重要な役割を担っていただいております。今後とも社員の更なる健康保持・増進に向け、ご協力をお願いいたします。

帝産湖南交通株式会社

<https://shiga-teisan.co.jp/>

〒525-0042 滋賀県草津市山寺町188番地
TEL:077-562-3020 (路線バス部門)
TEL:077-565-8171 (観光バス部門)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

労働衛生コンサルタント 本庄 勉



2022年5月厚生労働省より、化学物質による労働災害防止のため、新たな規制に関する省令が公布されました。昨今、労働災害の原因となる化学物質の多くは、特別規則の規制対象外の物質であることを踏まえ、労働安全衛生法第57条3の対象化学物質について、**事業者がリスクアセスメントを実施**し、その結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施するよう規定された内容となっています。

「労働安全衛生規則等の一部改正」の全体像(改正内容、施行期日、スタッフの役割等)は以下の通りです。

改正内容(施行期日)	改正内容に関する実施スタッフの役割(担当者)		
	事業者	化学物質管理者	その他スタッフ
SDS等による通知方法の柔軟化(公布日施行)	○	○	
「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新(2023年4月施行)	○	○	
事業所内 別容器保管時の措置強化(2023年4月施行)	○	○	
リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存(2023年4月施行)	○	○	
ばく露量を最小限にすること(2023年4月施行、一部2024年施行)	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存(2023年4月施行)	○	○	
がん原性物質の作業記録の保存(2023年4月施行)	○	○	
化学物質への直接接触の防止(2023年4月施行、一部2024年施行)	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
衛生委員会付議事項の追加(2023年4月施行)	○		
化学物質によるがんの把握強化(2023年4月施行)	○	○	産業医等
管理水準良好事業場の特別規則適用除外(2023年4月施行)	○	○	化学物質管理専門家
特殊健康診断の実施頻度の緩和(2023年4月施行)	○		産業医等
化学物質管理者、保護具着用責任者の選任(2024年4月施行)	○		
雇入れ時等教育の拡充(2024年4月施行)	○		
通知事項の追加及び含有率表示の適正化(2024年4月施行)	○	○	
化学物質防災発生現場への監督署長による指示(2024年4月施行)	○	○	化学物質管理専門家
リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成(2024年4月施行)	○		産業医等
第3管理区分事業場の措置強化(2024年4月施行)	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者 作業環境管理専門家

- 「リスクアセスメント」、あまり聞き慣れない言葉ですが、一般的には危険・有害性の評価・査定を指すようです。リスクアセスメントとは、どのような流れで進めれば良いのか、順に見ていきましょう。

リスクアセスメントとは

労働者が安全に働ける職場を作るのは、事業者の責務です。労働災害を未然に防ぐ手法として「リスクアセスメント」の実施が義務付けられています。リスクアセスメントとは、職場に潜在する危険性や有害性を見つけ出し、早期に除去・低減するための手法です。リスクアセスメントの手順については、厚生労働省が公表する「危険性または有害性等の調査に関する指針」に記載されています。

リスクアセスメントの手順

- ①危険性、有害性の特定
まず、職場に潜在するリスクを特定します。情報源として、作業手順書、ヒヤリハット事例、労災事例、安全データシート(SDS)などを集めておくとい良いでしょう。
- ②リスクの見積もり
労働災害の発生確率や、労働災害による健康障害の重さ等を想定し、リスクの大きさを見積もります。見積もり結果に基づき、対応の優先順位を決定します。
- ③リスク低減措置の検討・実施
優先順位を付けたら、実際にリスクを除去・低減するための措置を決定します。まずは、「本質的対策」から検討し、難しい場合は「工学的対策」、「管理的対策」、「保護具の使用」の順で実行していくことになります。
- ④リスク低減措置の記録、見直し
結果や措置の内容は必ず記録に残し保管しておきましょう。次のリスクアセスメントでも活用できます。また、必要に応じて、やり方の見直しも求められるでしょう。

- 事業所における化学物質管理体制の強化として、様々な規定が新設されます。
改正内容の中から、健康診断、作業環境測定に関連する内容について、ご案内します。

化学物質管理水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外(2023年4月施行)

所轄都道府県労働局長に、管理水準が一定以上であると認定された事業場については、特別規則の規定(健康診断、保護具に係る規定を除く)について個別規制の適用が除外され、自律的な管理(リスクアセスメントに基づく管理)に委ねる事ができます。

管理水準が一定以上とは、

- ①専属の化学物質管理専門家が配属されていること
- ②過去3年間、死亡休業4日以上の労働災害がないこと
- ③過去3年間、作業環境測定結果が全て第1管理区分であること
- ④過去3年間、新たに異常所見がある労働者がいないこと

なお、適用を受けようとする事業者は、特化則、鉛則、有機則、粉じん則の各省令毎に別々に適用除外申請を行う必要があります。また、認定は3年毎に、その更新を受ける必要があります。

特殊健康診断の実施頻度の緩和(2023年4月施行)

作業環境管理やばく露防止措置が適切に実施されている場合、特殊健康診断の実施頻度が6月以内ごとに1回から、1年以内ごとに1回に緩和されます。但し、**製造禁止物質、特別管理物質に係る特殊健康診断の実施については、緩和の対象にはなりません。**

適切に実施されている場合とは、

- ①直近3回の作業環境測定結果が全て第1管理区分であること
- ②直近3回の健康診断結果に、新たな異常所見がないこと
- ③直近の健康診断実施後に、作業方法の変更がないこと

特殊健康診断の実施頻度の緩和は、事業者が労働者毎に検討する必要があります。なお、所轄労働基準監督署などへの届け出は必要ありません。

化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任(2024年4月施行)

1) 化学物質管理者の選任

リスクアセスメント対象化学物質を取り扱う事業所毎に、厚生労働大臣が定める講習を修了した者の内から選任し、リスクアセスメントの実施や教育管理、技術的事項を管理させます。当管理者は労働者への周知は必要ですが、所轄労働基準監督署などへの届け出は必要ありません。

2) 保護具着用管理責任者の選任

リスクアセスメント結果に基づく措置として、労働者に保護具を着用させる場合には、厚生労働大臣が定める知識・経験を有する者の内から選任し、保護具の適正使用や保守などを管理させます。当責任者は労働者への周知は必要ですが、所轄労働基準監督署などへの届け出は必要ありません。

作業環境測定結果が第3管理区分の事業場への措置強化(2024年4月施行)

1) 作業環境測定結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ①改善対策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聞く必要があります。
- ②改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価する必要があります。

2) 改善困難の判断となった場合及び、測定評価の結果、第3管理区分を改善できなかった場合の義務

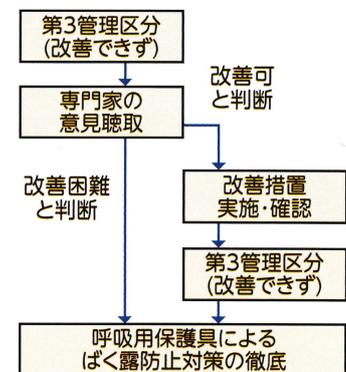
- ①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させます
- ②①の呼吸用保護具が適切に装着されている事を確認する必要があります。
- ③**保護具着用管理責任者**を選任し、2)、3)の管理や作業主任者等の職務に関する指導等を担当することとなります。
- ④1)の作業環境管理専門家の意見の概要、措置、評価の結果を労働者に周知する必要があります。
- ⑤上記の措置を講じた場合には、所轄労働基準監督署へ、**第3管理区分措置状況届の提出**が必要です。

3) 2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ①6ヶ月以内ごと(鉛は1年以内ごと)に1回、定期に、個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させる必要があります。
- ②1年以内ごとに1回、**呼吸用保護具が適切に装着**されている事を確認する必要があります。

その他詳細は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp>)または、厚生労働省のリーフレットをご覧ください。

*厚生労働省リーフレット「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令概要等」より抜粋 2022年10月現在



産業安全衛生講習会の報告

第96産業安全衛生講習会

日時	2022年9月28日(水) 13:30~14:30
会場	湖南省水戸まちづくりセンター
演題	令和5~6年に改正予定の化学物質規制について
講師	東近江労働基準監督署 第二方面主任 労働基準監督官 松岡 宏一 様
主催	公益社団法人 湖南工業団地協会
共催	一般財団法人 滋賀保健研究センター



松岡様

第97産業安全衛生講習会

日時	2022年11月17日(木) 14:00~16:30
演題1	滋賀県の労働衛生の現状
演題2	令和5~6年に改正予定の化学物質規制について
講師	滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 地方労働衛生専門官 関 一繁 様
主催	一般財団法人 滋賀保健研究センター



関様

【講演概要】

第96産業安全衛生講習会での松岡様・第97回産業安全衛生講習会での関様ともに、「令和5~6年に改正予定の化学物質規制について」のご講演を賜りました。今回の法改正は内容が多岐にわたるため、事業場にとって重要なポイントを厚生労働省リーフレットの順番に沿って説明して頂きました。

また、関様からは「滋賀県の労働衛生の現状」と題してのご講演も賜りました。



全体風景



心も新たに新年を迎えました。さて、お正月の行事食といえば「おせち料理」ですね。漢字では「御節」と表記されますが、由来は「節会」という、宮廷で五節句に行われていた公式行事を指す言葉です。これが庶民に広まり、正月料理として定着したと伝えられています。

おせち料理は一品ずつに様々な意味が込められています。例えば黒豆は「まめに暮らせるように」、数の子は卵の数が多いことから「子孫繁栄」、田作りは「五穀豊穡」などです。野菜や豆類、小魚、海藻類などがふんだんに使用された伝統的なおせち料理は、栄養素が豊富に摂取できる健康的な食事と言えます。行事食を楽しみながら、その歴史を感じてみましょう。

管理栄養士 浅見 花菜

編集後記

新年あけましておめでとうございます。2023年の干支は「卯(うさぎ)」です。

卯(うさぎ)は穏やかで温厚な性質であることから、「家内安全」、また跳躍する姿から「飛躍」、「向上」を象徴するものとして親しまれてきました。

2022年は新型コロナウイルス感染症の感染状況が好転を見せる中、まだまだ私たちの生活に大きな影響を与えていました。今年こそは、今までの数年間から大きく「飛躍」し、私たちの生活が大きく「向上」する年になってほしいものです。

最後になりましたが、充実した一年になりますよう、皆様のご健勝とご多幸を祈願申し上げます。

健康管理部 亀嶋 まこ